

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の特例を定める件 一七五
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 一七六
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 一七六
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 一七六
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 一七六
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった件 一七六
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった件 一七六
- 生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件 一七六
- 地籍調査の成果について認証した件 一七九
- 一般競争入札を行う件 一八〇
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 一八三
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 一八三

告 示

福島県告示第百三十六号

1 平成二十六年六月一日から同月三十日まで資格（福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十五条及び第二百六十四条第一項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約（地方公

共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に該当するものを除く。）を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格をいう。以下同じ。）の審査を申請する、警戒区域等（原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により平成二十三年四月二十一日において同項の警戒区域に設定されることとされた区域又は同月二十二日において本部長指示により居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域若しくは緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への退避が可能な準備を行うこととされた区域をいう。以下同じ。）に設定されることとされた区域内に、平成二十三年三月十一日において事業所があった個人又は本店があった法人若しくは県内において警戒区域等に設定されることとされた区域内にのみ支店があった法人（以下「警戒区域等内法人等」という。）は、当該申請に係る審査基準日（資格の審査の基準となる日）をいう。以下同じ。）を平成二十三年三月十一日とする事ができる。この場合において、競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号。以下「五十九号告示」という。）第二の第三号中「偶数年の一月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「当該審査基準日の属する年の翌年」とあるのは「平成二十七年」と、五十九号告示第四及び第五中「毎年一月一日又は七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、五十九号告示第六の第四号中「偶数年の一月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「当該審査基準日の属する年の」とあるのは「平成二十六年」とする。

2 前項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等に対する五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定の適用については、五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定にかかわらず、それぞれ競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改める件（平成二十四年福島県告示第四百一号）による改正前の五十九号告示（以下「改正前告示」という。）第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定を適用する。

3 第一項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等であつて、平成二十三・二十四年度福島県建設工事等入札参加者名簿に登録されているもののうち経営事項審査の受審日が平成二十三年四月一日以降であるものについては、改正前告示第四の第二号（中）「国際標準化機構が定める規格（以下「国際規格」という。）ISO 9000一若しくは日本工業規格JIS Q 9000一又は国際規格ISO 14000一若しくは日本工業規格JIS Q 14000一の認証の取得」とあるのは「福島県内における東日本大震災等（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）」

平成二十三年七月新潟・福島豪雨（平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百六十三号）により指定された激甚災害をいう。）又は平成二十三年台風第十五号による災害（平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第三百二十二号）により指定された激甚災害をいう。）をいう。以下同じ。）に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣の実績」と、改正前告示第六の第一号（ア）中「国際規格ISO 9001」若しくは「日本工業規格JIS Q 9001」又は「国際規格ISO 14001」若しくは「日本工業規格JIS Q 14001」の認証を取得しているもの」とあるのは「東日本大震災等に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣の実績があるもの」とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第一項の規定により読み替えられた五十九号告示第四の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた五十九号告示第四中「平成二十三年三月十一日」とあるのは、「平成二十三年三月十一日（第二号五）にあつては、平成二十六年一月一日」とする。

平成二十六年四月十一日

福島県知事 佐藤雄平
（入札監理課）

福島県告示第二百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年四月十一日

名称	所在地	福島県知事	藤雄平	指定年月日
小野木クリニック	会津若松市材木町二一五―二〇			平成二十六年一月二二日
渡辺病院	相馬郡新地町駒ヶ嶺字原九二			同 年三月一日
アイランド薬局船引店	田村市船引町船引字馬場六一―一			同 年四月一日
クオール薬局新地町店	相馬郡新地町駒ヶ嶺字原九三―一			同 年三月一〇日
パーム調剤薬局新地店	同 町駒ヶ嶺字原七一―一			同 年六月六日

福島県告示第二百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があつた。

平成二十六年四月十一日

福島県知事 佐藤雄平

名称	所在地	
	変更前	変更後
訪問看護ステーションゆうゆう	南相馬市原町区西町一四六一―西棟二号	南相馬市原町区西町一五〇

（社会福祉課）

福島県告示第二百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があつた。

平成二十六年四月十一日

名称	所在地	福島県知事	藤雄平	廃止年月日
小野木クリニック	会津若松市材木町二一五―二〇			平成二十六年一月二二日
渡辺病院	南相馬市原町区西町一―一五〇			同 年二月二八日

（社会福祉課）

福島県告示第二百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居室介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉

用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十六年四月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の 名称	事業所の 所在地	事業者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
福島訪問歯 科医院	福島市田沢 字明石場一 五―四	福島訪問歯 科医院	福島県福島市田 沢字明石場一五 ―四	平成二五年 一月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
保原薬局渡 利店	同 市渡利 字七社宮二 一	株式会社福 島医療サー ビス	同 県伊達市保 原町字城ノ内五 七―一	平成二六年 二月一日	同
保原薬局松 川店	同 市松川 町沼袋字北 原八五―一	同	同	同 日	介護予防 居宅療養 管理指導
保原薬局や ぎた店	同 市八木 田字中島五 六―一	同	同	同 日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
保原薬局宮 代店	同 市宮代 字前田一二 ―二	同	同	同 日	同
そうごう薬 局福島笹木 野店	同 市笹木 野字中西裏 一八―四	総合メデイ カル株式会 社	福島県福岡市中 央区天神二―一 四―八	同 年 三月一日	居宅療養 管理指導
そうごう薬 局鹿島店	南相馬市鹿 島区横手字	同	同	同 日	居宅療養 管理指導

そうごう薬 局本宮店	本宮市本宮 南町裡一― 七―三	同	同	同 日	同	介護予 防居宅療 養管理指 導
クオール薬 局新地町店	相馬郡新地 町駒ヶ嶺字 原九三―一	クオール株 式会社	東京都港区虎ノ 門四―三―一 城山トラスタ ワー三七階	同 月―〇日	同	同
済生会福島 訪問看護ス テーション	福島市大森 字下原田二 五	社会福祉法 人恩賜財団 済生会支部 福島県済生 会	福島県福島市大 森字下原田二五	同 年 一月一日	介護予防 訪問看護	同
デイサービス センター やすらぎの とき	同 市瀬上 町字荒町七 四	株式会社ウ エルフエア エージェン シー	同 市大 明神四―三―カ メリヤコーボラ ス四―〇	同 年 三月一日	通所介護 介護予 防通所介 護	同
ツクイ会津 古川町	会津若松市 古川町一〇 ―八	株式会社ツ クイ	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一―六―一	同 日	同	同
株式会社い らいふ白河 店	白河市大森 ノ内三六― 四	株式会社い らいふ	福島県岩瀬郡鏡 石町中央二―〇	同 日	福祉用具 貸与 介 護予防福 祉用具貸 与 特定 福祉用具 販売 特 定介護予 防福祉用 具販売	同

榎内一七

あい・デイ サービスセ ンター須賀 川	須賀川市坂 の上町九	アイランド サポート株 式会社	同 県郡山市安 積町日出山四 一八一	同 年 二月一日	通所介護 介護予 防護所介 護
ツクイ相馬 馬場野	相馬市馬場 野字雨田四 一	株式会社ツ クイ	神奈川県横浜 市港南区上大 岡西一六〇一	同 日	同
特別養護老 人ホーム陽 だまりの里	安達郡大玉 村玉井字台 九一	社会福祉法 人慈久福祉 会	福島県安達郡 大玉村玉井字 台九一	同 年 四月一日	通所介護 短期入 所生活介 護 介護 予防護所 介護 介 護予防護 期入所生 活介護
宮川荘デイ サービスセ ンター	大沼郡会津 美里町高田 道上二九七 二一三	社会福祉法 人千桜会	同 県大沼郡 会津美里町高 田道上二九六 九一	平成二五年 四月一日	介護予防 通所介護
敬愛シニア ガーデン宮 町	福島市宮町 二一四三	株式会社グ リーン・ア カデミー	同 県福島市東 中央三一七	平成二六年 三月一日	小規模多 機能型居 宅介護 介護予防 小規模多 機能型居 宅介護

(社会福祉課)

福島県告示第二百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることと

される生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十六年四月十一日
福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
訪問看護ステーションゆうゆう	南相馬市原町区西町一四六一西棟二号	南相馬市原町区西町一五〇	医療法人 伸裕会	福島県南相馬市原町区本町一四一
せせらぎ訪問看護ステーション	南会津郡南会津町古町字新坂口一〇	南会津郡南会津町片貝字根木屋向一六	医療法人 南嶺会	同 県南会津郡南会津町片貝字根木屋向一六
アップル介護サービス	福島市鎌田字御飯家七三二二コーポF K C 一〇一	福島市鎌田字御町一五四ウイール福島第五ビル二階	有限会社 ネットワー ク調剤	同 県福島市鎌田字御飯家四九
有限会社介護福太郎	会津若松市一箕町亀賀藤原三二六一一	会津若松市中央二一一二二	有限会社 介護福太郎	同 県会津若松市中央二一一二二
なごみの里ケアプランセンター	田村郡三春町熊耳字上荒井八二一	田村郡三春町熊耳字上荒井一九八一	有限会社 和みの里	同 県田村郡三春町字御免町一七六一

(社会福祉課)

福島県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十六年四月十一日

公告第116号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システムサーバ等機器更新及び運用・保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年4月11日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県庶務システムサーバ等機器更新及び運用・保守業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成33年6月30日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 都道府県との契約において、福島県庶務システムと同等以上の機能を有するWeb方式のシステムを構築又は更新し、かつ、同システムの運用・保守業務を受託し、適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績がある者であること。
- (5) ISO9001の認証又はこれと同等の信頼性があると発注者が認める認証等を受けている者であること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISM認証及び同一般財団法人のプライバシーマークの付与又はこれらと同等の信頼性があると発注者が認める認証を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年5月9日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部人事総室職員業務課

電話024-521-7972

なお、郵送により提出する場合は、提出期限内必着とし、配達証明等により到着が確認できるようにすること。

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書及び入札等関連資料を配布する。

- (1) 配布期間 平成26年4月11日（金）から同年5月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙40枚程度が入る大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成26年5月9日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年5月30日（金）午後2時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎3階301会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札を行う場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年

5月29日（木）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Replacement of computers as well as maintenance and operation of the consolidated general affairs system for the Fukushima Prefectural Government 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 30 May 2014
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 29 May 2014
- (4) Contact point for the notice : Employee Management Division, Human Resources Office, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7972
(職員業務課)

公告第百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年四月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月三十一日

二 名称

（変更前） NPO法人フロンティア南相馬

（変更後） 認定特定非営利活動法人フロンティア南相馬

三 代表者の氏名

草野 良太

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市原町区本町一丁目三十一番地四ツ葉ビル一F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、現在求められている高齢化社会、環境問題、青少年教育、障害者雇用、コミュニティ開発、途上国支援などの社会的課題の解決に關する事業を行い、ネットワークを広げることにより、新しい仕組み作りを促進し、より良い社会の実現に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十六年四月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

戸ノ口堰土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 木鋤 高夫 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原二四一番地

（農村計画課）